

随意契約結果(物品等少額特名随意契約)

【令和3年12月分】

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	乾式電子複写機による 複写サービス(白黒) (市民局他1か所)再 リース	情報処理用 機器	富士フイルムビジネ スイノベーションジャ パン株式会社	60,588円	令和3年12月7日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G7	—
2	乾式電子複写機(白 黒)の借入【単価契約】 (再リース)	情報処理用 機器	シャープマーケティ ングジャパン株式会 社	62,370円	令和3年12月8日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G7	—
3	乾式電子複写機(白 黒)の借入【単価契約】 (再リース)	情報処理用 機器	富士フイルムビジネ スイノベーションジャ パン株式会社	138,600円	令和3年12月7日	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	G7	—